

〔尼崎市〕

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備

(1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2） $>$ 200 m^2 又は主階が1階以外に あるもの	3年ごと 平成32年 7月～10月
2	観覧場（注6）、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 200 m^2	
3	病院、診療所（注7）又は児童福 祉施設等	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 300 m^2 又は A ₀ （注3） \geq 300 m^2	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 300 m^2 又は A ₂ （注5） \geq 300 m^2	3年ごと 平成30年 7月～10月
5	下宿、共同住宅又は寄宿舎	F \geq 6かつ A（注2） $>$ 100 m^2 (Aは6F以上)	
	共同住宅又は寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障 害者グループホームに限る)	地階・F \geq 3（注1）又は A ₂ （注5） \geq 300 m^2	
6	学校	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 2,000 m^2	3年ごと 平成31年 7月～10月
7	体育館、博物館、美術館、図書館、 ホークリング場、スキー場、スケート場、水泳 場又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 2,000 m^2 又は A ₁ （注4） \geq 2,000 m^2 (学校に付属するものについては A $>$ 2,000 m^2)	
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 500 m^2 又は A ₂ （注5） \geq 500 m^2	
9	事務所その他これに類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000 m^2 を超える建築物に限る】	

- (注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A₀ : 2階部分(避難階除く)の床面積の合計で、病院及び診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(注8)に限る。)の用に供するものに限る。
- (注4) A₁ : その用途に供する部分(避難階除く)の床面積の合計を示す。
- (注5) A₂ : その用途に供する2階部分(避難階除く)の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：
一 助産施設、乳児院、障害児入所施設
二 助産所
三 盲導犬訓練施設
四 救護施設、更正施設
五 老人短期入所施設等
六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
七 母子保健施設
八 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 200m ² 又は主階が1階以外にあるもの	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 200m ²	
3	病院、診療所（注5）又は児童福祉施設等	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 300m ²	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 300m ²	
5	博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 2,000m ²	
6	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 500m ²	
7	事務所その他これに類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000m ² を超える建築物に限る】	

(注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。
 (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
 (注3) 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。政令第112条第16項の規定による。
 : [排煙設備] 機械排煙に限る。
 : [非常用の照明装置] 内蔵蓄電池を用いたものを除く。
 (注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
 (注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

報告対象	報告時期
政令第16条第3項第2号に規定される防火設備（注1）	毎年 7月～10月
（注1）防火設備：随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）	

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。